

□移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 「東京圏からやまぐちへ！移住就業支援事業及びマッチング支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「やまぐちテレワーク移住等支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」に関する報告及び立入調査について、山口県及び山口市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、「東京圏からやまぐちへ！移住就業支援事業及びマッチング支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「やまぐちテレワーク移住等支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」実施要領に基づき、移住支援補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援補助金の申請日から3年未満に山口市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) （就業の場合のみ）移住支援補助金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) （創業の場合のみ）「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業実施要領実施要領」に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援補助金の申請日から3年以上5年以内に山口市以外の市区町村に転出した場合：半額

□「東京圏からやまぐちへ！移住就業支援事業及びマッチング支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「やまぐちテレワーク移住等支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」に係る個人情報の取扱い

山口県及び山口市は、「東京圏からやまぐちへ！移住就業支援事業及びマッチング支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「やまぐちテレワーク移住等支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山口県及び山口市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

【申請時の添付書類】

- 世帯全員の転入後の住民票の写し
- 世帯員の戸籍の附票の写し等、転入をする直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京23区又は東京圏に居住していたことが確認できる書類
- 市税の滞納がないことを証する書類
- 補助対象者の就業証明書（別記第2号様式）又は創業補助金の交付決定通知書の写し
- 転入前の在勤地、就業期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認することができる書類（東京圏に居住し、東京23区への通勤及び通学をしていた場合に限る。）